

TSUDA

行動倫理ガイド

2022年7月

津田工業株式会社

The logo for TSUDA, featuring the word "TSUDA" in white, bold, uppercase letters on a red rectangular background with a black top bar.

TSUDA

経営スローガン

**愚直なものづくりを通じて
お客様に貢献し、
社会との共生・発展を目指す**

経営理念

1. 社会・顧客との共生・発展
2. 社員による社員のための
企業風土の確立
3. コア技術・コア製品を軸とした
「ものづくり力」の再生・強化
4. チャレンジャブルな
仕事への取り組み

目次

第1章 企業の社会的責任	1
第2章 会社と社員との関係における行動指針	
1. 健全で働きやすい職場づくり	2
2. 資産、機密の管理	2
第3章 会社の事業活動における行動指針	
1. 開発・生産活動	3
2. 営業活動	4
3. 調達活動	4
4. 海外事業活動	5
5. 環境保全活動	5
第4章 社会との関係における行動指針	
1. 企業広報活動	6
2. 社会貢献活動	6
3. 反社会的勢力への対応	7
4. 官公庁との関係	7
第5章 私的行為における行動指針	
1. 健全な社会生活	8
2. インサイダー取引の禁止	8
3. 交通安全	9
* CSRガイドラインの違反行為について	10
* 『CSR』に関する相談について	10

第1章 企業の社会的責任

基本的な考え方

会社が、社会から信頼と共感を得て活動していくために、社会的に有用な製品の提供をはかるとともに、不祥事を未然に防止するために体制を整備すること等により、企業倫理の徹底をはかる。

具体的な行動指針

- (1) 経営理念・TSUDA行動倫理ガイドの周知徹底
 - *社員に対し、会社の経営理念・TSUDA行動倫理ガイドを周知徹底する。
 - *国内外の取引先・仕入先とともに、倫理・法令を遵守した企業活動を実現する。
- (2) 全社的な体制づくり
 - *コンプライアンスに関する体制を整備するとともに、各部に諸規程の整備・遵守を徹底させる。
 - *企業倫理委員会・相談窓口による自浄システムを確保し、全社教育の推進・浸透・定着をはかる。
 - *従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれずに、オープンで直接コミュニケーションできる権利を保障する。
 - *贈収賄その他の不正な手段によらなければ得られない利益を一切求めない、受けない。
- (3) 危機管理
 - *リスク管理を徹底するため、必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度の検討・整備を実施する。
 - *重大危機に対し、迅速な対応と原因を究明し再発を防止する。また、社会に対する説明責任を果たす。

第2章 会社と社員との関係における行動指針

1. 健全で働きやすい職場づくり

基本的な考え方

社員が相互に協力し合い、切磋琢磨して職務の効率的な遂行に努めるとともに、個人の人格や個性を尊重し、労使相互信頼のもとで、常に健全(安全・健康)な働きやすい職場づくりを目指す。

具体的な行動指針

(1) 一人の人間・津田社員としての人格形成

- *業務に情熱をもって取り組み、社員同士が切磋琢磨し、自身の能力向上に努める。
- *性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、性的指向、性自認、障がい、配偶者や子の有無等を含むいかなる理由の差別を認めない。
- *国籍・性別・心情など、社員の個性・多様性を認め、他人を思いやり、差別なく対応する。

(2) 労働関係法令、勤務ルールの遵守

- *社員が自由に結社する権利、または、結社しない権利について、労働関連法規に従い保障する。
- *事業活動を行なう各国の法令の定める就労可能年齢を遵守し、児童労働を行わない。
- *精神または身体の一部を不当に拘束する手段によって、意志に反して労働を強制させない。
- *労働関係法令・就業規則を遵守する。
- *他人を不快にさせるような行為(いじめ・差別・同調圧力等あらゆる形態のハラスメント)をしない。

(3) 安全衛生の確保

- *業務上の安全・衛生を確保するため、決められたルール・手順・手続を遵守する。
- *メンタルヘルスに対する正しい認識をもって、社員相互にこころの健康づくりに努める。

2. 資産、機密の管理

基本的な考え方

会社の資産(有形・無形を問わない)は適切に管理し、原則として業務以外の目的では使用してはならない。また、企業機密は会社の競争力の源泉であり、適切な機密管理により社外への漏洩を防止しなければならない。個人情報や他社の機密情報についてもその価値を尊重して適切に取り扱う。

具体的な行動指針

(1) 会社資産の保全

- *会社資産を、業務目的外で使用しない。(会社資産の例:機械、金型、器具、備品、製品・半製品・部品・素材・再生材、IT機器、事務用度品、ソフトウェアなど)

(2) 企業機密・個人情報の保護

- *企業機密・個人情報等を、不正な目的のため、第三者に漏洩しない。
- *機密情報を含む文書・機密管理規則や、撮影規制等に従い、適切な機密の管理を行なう。

(3) お客様・仕入先の機密情報保護

- *他社から機密情報を取得する場合も不正な手段で取得せず、取得した情報の漏洩をしない。

第3章 会社の事業活動における行動指針

1. 開発・生産活動

基本的な考え方

お客様の信頼と満足を得るため、品質第一主義に徹し、源流段階からの品質保証と全員参加による品質確保を目指し、継続的な品質管理、設定された品質目標の達成のため、製品企画、物づくり技術等の技術開発力を高めるとともに、生産職場力を強化する。

具体的な行動指針

- (1) 魅力ある商品づくり
 - *市場ニーズを先取りし、お客様に喜ばれる開発品を提供する。
- (2) 安全設計(製造物責任)
 - *国内外の安全規格にとどまらず、製品分野での最高水準の科学技術・知見を得る。
 - *安全性確保のための設計・表示・警告を心掛け、予見可能性への配慮を尽くす。
- (3) 知的財産権の尊重と保護
 - *特許等の知的財産権の侵害を予防し、自社技術の権利化・ブラックボックス化に努める。
 - *社内規則や契約書等により、職務発明や共同開発の成果利用等、権利義務の適切な関係を構築する。
- (4) 品質確保
 - *「悪いものは造らない(造れない)、悪いものは流さない(流れない)」。
 - *作業標準・品質確認・異常処置等の基本となるルールを守る。
 - *各種QC手法の活用や、後工程への情報伝達など、品質評価を確実に実施する。

2. 営業活動

基本的な考え方

「お客様第一」の考えに基づき、常にお客様、消費者のニーズを先取りするとともに、「公正かつ自由な競争(独占禁止法の遵守)」を心がけた営業活動をする。

具体的な行動指針

- (1) お客様のニーズ反映
 - *各部門が連携し、お客様のニーズを把握する。
 - *社会的に有用な、お客様満足度の高い製品を提供する。
- (2) 独占禁止法遵守
 - *独占禁止法の内容を理解し、遵守する。
- (3) 適切な表示・広告
 - *製品のカタログ・パンフレット等において、必要な情報を適切に説明・表示する。
 - *品質、機能や取引条件等、虚偽または誤解を招くような紛らわしい表現や表示をしない。

3. 調達活動

基本的な考え方

適切な調達方針の決定と社内外への周知を通して、公正な調達活動を行ない、特に協力会社との物品・サービスの取引のなかで、買主の立場としての優越的な地位を利用した取引を行なわない。

具体的な行動指針

(1) 適切な調達方針の確立

*調達方針に従い調達活動を行ない、調達先のコンプライアンス遵守にも留意する。

(2) 下請法遵守

*下請法の内容と考え方を理解し、実践する。

(3) コンフリクト・ミネラル対応

*コンゴ周辺諸国産の紛争鉱物(※)問題は、サプライチェーンにおける重大な人権問題と認識し、人権・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料(コバルト・天然ゴムを含む)の使用回避に向けた『コンフリクト・フリー』を目指す。

※ 紛争鉱物 : 武装勢力の資金源や紛争地域での人権侵害にかかわっているとされる鉱物

4. 海外事業活動

基本的な考え方

海外事業の運営および海外出張、海外拠点への出向等、海外関係業務に携わる際には、日本および関連諸国の法令を遵守するだけでなく、現地の慣習・文化も尊重し、国際ルールに従い活動する。

具体的な行動指針

(1) 国際ルール、現地法遵守

*国際ルールおよび現地法等を理解し、各地域の慣習・文化を尊重する。

(2) 海外拠点におけるコンプライアンスの確保

*海外の各拠点においても、法令遵守および企業倫理を実践する。

*外国公務員に対する贈収賄や、不当な利益等の取得を目的とする贈答・接待をしない。

(3) 外為法・輸出入管理法令への取り組み

*輸出管理規定など、定められた社内ルールに従い行動する。

5. 環境保全活動

基本的な考え方

「ものづくり」は地球環境と深く関連していると認識し、製品の開発・設計・生産・廃棄に至るすべての事業活動において、環境に対する意識向上を図り、お客様・協力会社・地域・行政等とも協力・連携し、SDGSの理念に基づき、環境保護に持続的・積極的かつ永続的に取り組みます。

具体的な行動指針

環境保全の取り組み

(1) 地球温暖化防止への貢献

- *二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの低減に積極的に取り組みます。
- *具体的な数値目標を設定し、2050年カーボンニュートラル達成を目指します。

(2) 循環型社会形成への貢献

- *3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、グリーン調達を推進することにより、循環型社会形成に貢献します。

(3) 環境負荷の低減

- *事業活動のすべての段階において法令を遵守し、環境負荷の低減に努めます。
- *持続可能な社会の実現に向けグリーンインフラの構築に努めます。
- *生物多様性環境の保全に資するべく、自然環境に及ぼす影響の低減に努めます。
- *地域の生活環境に及ぼす影響の低減に努めます。

技術開発

- *持続的・効果的な地球温暖化防止、循環型社会の形成、環境負荷の低減に資するため、保有技術の活用や革新技術(新たな技術開発)導入に積極的に取り組みます。

環境経営の取り組み

(1) 環境マネジメント

- *環境保全の状況を毎年度分析・評価することにより、取り組みを持続的・効果的に実施します。
- *ISO14001による環境マネジメント経営を推進します。

(2) コミュニケーション

- *環境マネジメントの結果を「経営層と社員、ステークホルダーのみなさま」と共有し社会とのコミュニケーションを図ります。地域の方々や自治体、国などと連携した社会環境活動に取り組みます。

(3) 社員教育

- *社員教育を通じて、環境に係る社員の意識向上、企業風土の醸成をさらに高めます。

(4) グループとしての取り組み

- *海外拠点や各協力企業とも連携し、環境活動に取り組みます。

第4章 社会との関係における行動指針

1. 企業広報活動

基本的な考え方

ステークホルダー(株主・お客様・取引先・地域社会・社員等の利害関係者)に対して、継続的な企業情報の開示・提供を積極的かつ公正に行なうことを通じて、社会から信頼される企業として、広報活動を行う。

具体的な行動指針

- (1) 積極的かつ公正な情報提供
 - *ステークホルダーが求める多様な情報につき、適時、的確な情報を提供する。
- (2) 双方向のコミュニケーション
 - *国内外を問わず、幅広いステークホルダーと、双方向のコミュニケーションを行なう。

2. 社会貢献活動

基本的な考え方

「社会との共生」のために、積極的な社会貢献活動を通じ、社会から信頼される「良き企業市民」を目指す。

具体的な行動指針

- (1) 地域社会への貢献
 - *地域のスポーツ振興、産業振興、教育・文化振興等の各種イベントに参画する。
 - *業界団体や地域社会等とも連携し、災害などへの緊急支援等による地域振興に参加する。
- (2) ボランティア活動への参加・支援
 - *ボランティア活動への関心を持ち、声を掛け合って参加する。
 - *ボランティア活動に積極的に参加する社内風土を、社員相互が醸成する。

3. 反社会勢力への対応

基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一線を画し、業界団体や地域企業との連帯した適切な対応により、毅然とした態度で臨む。

具体的な行動指針

(1) 反社会勢力との関係根絶

- *雑誌や商品の購入・工事や業務等の発注・金銭の提供等、不適切な関係を根絶する。
- *業界団体や地域企業との連携、情報の収集と蓄積に努め、適切な対応を心掛ける。
- *反社会的勢力の活動を助長させないため、あらゆる場面を通じて「交際しない」。

(2) 毅然とした対応

- *暴力追放3ない運動(「金を出さない」「利用しない」「恐れない」)を基本原則とする。
- *毅然とした態度を貫き、複数社員で協力し、対応する。
- *有事(不当要求がされた場合)には、民事・刑事の毅然とした法的対応を行なう。

(3) 当局との連携、立証のための記録

- *反社会勢力の不当な要求に対しては、当局への通知と連携に心掛けるとともに、初期の段階から相手の確認、不当な要求行為の事実、交渉経緯等の記録を行ない、立証のための記録を残す。

4. 官公庁との関係

基本的な考え方

官公庁・政党との関わりにおいて、社会一般から見て「もたれ合い」「癒着」と誤解されるような行動は厳に慎み、透明度の高い、健全かつ正常な関係を保つ。

具体的な行動指針

(1) 政治・行政との節度ある関係

- *法令や倫理道德に照らし、適切な信頼関係を維持する。

(2) 政治への関わり

- *政策に対する厳しい目をもつ有権者として、選挙権を積極的に行使する。

(3) 透明性のある付き合い

- *一般の商習慣・倫理道德から要請される節度ある関係を心得る。
- *「もたれ合い」「癒着」と誤解されるような行為をしない。

第5章 私的行為における行動指針

1. 健全な社会生活

基本的な考え方

私的行為においても、法令遵守にとどまらず、社会通念に照らして健全な社会的生活を送る。

具体的な行動指針

(1) 良識ある社会的行動

*私的行為でも、社会通念に照らして良識ある社会的活動をする。

*会社の信用を損なうような行為は、業務外でも行なわない。

(2) 堅実な生活

*堅実で計画的な消費および財産形成に努める。

(3) 悪徳商法に対する注意

*訪問販売や電話勧誘販売等に対して、明確に意思表示する。

2. インサイダー取引の禁止

基本的な考え方

業務上知り得た上場会社のインサイダー情報に対して、その守秘を徹底し、その公表までは、当該会社の株式等の売買をしない。

具体的な行動指針

(1) インサイダー取引の禁止

*インサイダー取引にあたる株式・社債等売買を行なわない。

3. 交通安全

基本的な考え方

交通安全については、自動車関連産業に従事する一員として、一般市民以上に交通ルールの遵守に努めるとともに、社員一人ひとりが、交通事故の撲滅活動を推進する。

具体的な行動指針

(1) 交通ルールの遵守

- *自動車関連産業に従事する一員であることを厳に認識し実践する。
- *交通ルールを遵守して「事故を起こさない運転」「事故に巻き込まれない運転」を行なう。

(2) 飲酒運転の撲滅

- *飲酒運転の撲滅のために強い自覚を持って行動する。
- *同乗する場合においても、運転者がそのような行為を行った場合には同じく責任を負うことを十分認識し、運転者の飲酒運転を制止する。

(3) 機敏な事故処置

- *交通事故時および遭遇時においては、法律・ルールに基づいて適切に措置する。

行動倫理ガイドの違反行為について

- 当社では、この「行動倫理ガイド」に照らして正しくない行為があったと認められた場合は、「就業規則」によって懲戒を行います。この正しくない行為によって会社に損害が発生した場合は、会社より本人に対して民事請求を行う場合があります。
- 懲戒は「賞罰委員会」で決定します。なお、懲戒するにあたっては、本人に十分な弁明の機会を与えます。

行動倫理に関する相談について

- 当社では、この「行動倫理ガイド」に関連すること、その他法律問題、職場での倫理問題などに関して適切な相談・アドバイスができるよう、窓口をおいています。

【企業倫理相談窓口】

* 会社窓口： 総務部

* 相談方法： ①封書（社内便・郵送）

〒448-8657

刈谷市幸町1-1-1 総務部 部長 宛

②電話（専用携帯）

080-6963-0784

③電子メール（専用アドレス）

soudan@tsuda-inc.jp

* 上記①～③は、総務部長にて対応します。

- この「行動倫理ガイド」に照らしても判断できないとき、あるいはこの「行動倫理ガイド」に違反する行為に気づいたときは、上司経由または直接この窓口に相談することができます。
- 皆さんが相談した内容は、秘密として守られます。そして皆さんは、相談したことによりなんらの不利益を受けることはありません。

TSUDA 行動倫理ガイド

【 制 定 】 2008年9月

【最終改訂】 2022年7月

発行 津田工業株式会社 行動倫理委員会